

居 宅 介 護 支 援 重 要 事 項 説 明 書

1、事業者

＜名称・法人名＞ 株式会社昂
＜代表者役職・氏名＞ 代表取締役 片岡 憲男
＜事業者所在地＞ 石川県金沢市赤土町カ 1-2 4
＜電話番号＞ 0 7 6-2 6 6-8 8 0 0

2、事業所の概要

＜事業所の種類＞ 居宅介護支援事業所
＜事業所の名称＞ 居宅介護支援事業所サンケア赤土
＜介護保険指定事業所番号＞ 第 1 7 7 0 1 0 4 2 4 6 号
＜事業所の所在地＞ 石川県金沢市赤土町カ 1 番地 2 4
＜電話番号＞ 0 7 6-2 6 6-8 8 0 0
＜事業所長＞ 管理者 坂本 道子
＜事業の目的＞ 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、その有する能力に応じて、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

＜運営方針＞

- ①事業は、利用者が、可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるように配慮して行います。
- ②事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な福祉サービス等が多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ④事業の運営に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス、住民の自発的な活動による取り組み等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。また利用者に、複数の居宅サービスの紹介を行う事や居宅サービス原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由を求められた時は、文書の交付に加え口頭での説明を懇切丁寧に行います。

3、通常の事業の実施地域及び営業時間

＜通常の事業の実施地域＞ 金沢市、内灘町、津幡町、野々市市、白山市

※通常の事業の実施地域以外の方でも、ご相談をお受けいたします。

＜営業日＞ 月曜日から金曜日とする。（12月30日～1月3日は除く）

＜受付時間＞ 9：00 ～ 18：00

4、事業所の職員体制

＜管理者＞ 常勤 1名

＜介護支援専門員＞ 常勤 1名以上（管理者と兼務）

5、事業所が提供するサービスと利用料金について

（1）サービスの内容

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

①居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅サービス等が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画書を作成します。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご利用者及びその家族や、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望された場合、または居宅サービス事業者等が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、居宅介護支援事業者とご利用者双方の合意に基づき居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、または利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望される場合には、紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤その他

ご利用者の依頼に基づき、居宅サービス計画作成依頼（変更）の届出、要介護認定の申請（新規・更新・変更）の代行など必要な援助を行います。

その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

(2) サービスの提供方法等

①利用者の相談を受ける場所

事業所内又はご自宅及びその他必要と認められる場所において行います。

②課題分析の方法等

利用者の状況を勘案し、居宅サービス計画ガイドライン方式を使用します。

③サービス担当者会議の開催場所

事業所内、その他必要と認められる場所において開催します。

④介護支援専門員の居宅訪問頻度

月1回以上、その他必要に応じて訪問します。

(3) サービス利用料金

＜居宅介護支援費＞ ＞ ※介護支援専門員の人員、取扱い件数、所在する地域など介護保険法の規定により利用料金が定められています。当事業所は居宅介護支援費（Ⅰ）を算定。（ひと月あたり） ※金沢市の地域区分7級地にて、1単位に10.21円を乗じた料金となります。		
要介護1・2	1,086単位（11,088円）	※保険者によって料金の変動があります。
要介護3・4・5	1,411単位（14,406円）	※保険者によって料金の変動があります。
＜各種加算・減算について＞ ※介護保険法で定められた各種要件を満たした場合に、以下の利用料金が加算されます。（ひと月あたり）		
初回加算	300単位（3,063円）	① 新規に居宅サービス計画を策定した場合。 ② 要介護状態区分が2区分以上変更となった場合。
入院時情報連携加算	（Ⅰ）250単位（2,552円） 入院当日及び入院日以前に情報提供をした場合。 （Ⅱ）200単位（2,042円） 入院日の翌日及び翌々日に情報提供をした場合。	病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。

退院・退所加算	(Ⅰ) イ 450 単位 (4,594 円) (Ⅰ) ロ 600 単位 (6,126 円) (Ⅱ) イ 600 単位 (6,126 円) (Ⅱ) ロ 750 単位 (7,657 円) (Ⅲ) 900 単位 (9,189 円)	入院・入所していた者が退院・退所し居宅サービス等を利用する場合にその退院・退所する病院、介護保険施設等の職員と面談を行い必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。(入院・入所期間中1回を限度とする。ただし、初回加算を算定する場合には、算定しない。)
緊急時等居宅 カンファレンス加算	200 単位 (2,042 円)	病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師又は看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。(ひと月に2回を限度とする。)
特定事業所集中減算	-200 単位 (-2,042 円)	判定期間内に作成した居宅サービス計画(予防は含まれません)において、もっとも紹介件数の多い法人事業所の割合を算出し、同一法人事業所が80%を超える場合に減算
通院時情報連携加算	50 単位 (511 円)	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い医師または歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合(利用者1名につき、月に1回が限度)
同一建物 ケアマネジメント減算	5%の減算 (所定単位数×95/100を算定する)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合。

<交通費>

前記3の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費(通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmあたり25円が必要です。

＜利用料金のお支払い方法＞

必要時には上記記載のとおり徴収させていただきます。前記５（３）の料金・費用は、ひと月ごとに計算し、ご請求させていただきますので次のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払い方法は次のとおりです。

①現金払い

②お振込み・・・指定口座へお振込み下さい。

指定口座番号・・・北陸銀行金沢市支店（普通）５１９３３７０ 株式会社昂

③口座自動振替・・・振替先口座より引き落としをさせていただきます。詳細は担当介護支援専門員までお問い合わせ下さい。

６、サービスの利用に関する留意事項

（１）サービスの提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交代

①事業所からの介護支援専門員の交代の申し出

事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。その場合にはご利用者に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。

７、苦情の受付について

（１）当事業所 お客様相談・苦情担当

担当者：管理者 坂本道子 電話番号：０７６－２６６－８８００

受付日時：月曜日～金曜日（１２月３０日～１月３日は除く）９：００～１８：００

（２）行政機関その他苦情受付機関

金沢市福祉局介護保険課	住所	石川県金沢市広坂１丁目１番１号
	電話番号	０７６－２２０－２２６４
内灘町町民福祉部福祉課	住所	石川県河北郡内灘町大学１丁目２番地１
	電話番号	０７６－２８６－６７０３
津幡町町民福祉部福祉課	住所	石川県河北郡津幡町字加賀爪二番地
	電話番号	０７６－２８８－２４１６

野々市市健康福祉部介護長寿課	住所 石川県野々市市三納1丁目1番地 電話番号 076-227-6066
白山市健康福祉部長寿介護課	住所 石川県白山市倉光2丁目1番地 電話番号 076-274-9529
石川県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情110番	住所 石川県金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎4階 電話番号 076-231-1110

8、その他、運営についての留意事項

(1) サービス事業所における事業者の義務

①ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管すると共に、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

②ご利用者が、他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画書及びその実施状況に関する書類を交付します。

③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

(2) 損害賠償について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合にはこの限りではありません。

(3) 事故発生時の対応

事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、及びご利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(4) 個人情報の保護

事業所は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

(5) 適正なサービス提供の確保についての説明の努力義務

ご利用者は複数の指定サービス事業者の紹介及び、居宅サービス計画等に位置付けた指定サービス事業者の選定理由を事業者に求めることができます。

また前6ヶ月間の利用割合の説明について、事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである(別紙参照)。

（６）虐待防止に向けた取り組み

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を図ります
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、介護支援専門員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ④前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設けます。

（７）身体拘束に向けた取り組み

事業所は、指定居宅介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の言動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

（８）業務継続に向けた取り組み

- ①事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ②事業者は、介護支援専門員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

事業者は、居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対し重要事項の説明を行いました。

事業者

住所 石川県金沢市赤土町カ 1-2 4
事業者名 株式会社昂
代表者氏名 代表取締役 片岡 憲男 印

説明者

事業所名 居宅介護支援事業所サンケア赤土
管理者名 坂本 道子

居宅介護支援サービスについて、事業者より重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ (続柄) 印

利用者が身体の状態等により署名できないため、利用者本人の意思を確認の上、利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者 住所 _____

氏名 _____ (続柄) 印